

平成19年 6 月

総務委員会会議録

平成19年 6 月13日（水曜日）

午前10時00分から

午前10時57分まで

市役所 第3会議室

出席委員（7名）

委員長	堀 江 正 栄 君	副委員長	小 林 敏 彦 君
	宮 地 繁 誠 君		山 田 拓 郎 君
	福 富 勉 君		上 村 良 一 君
	矢 幡 秀 則 君		

欠席委員（なし）

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松 幸 枝 君

説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	山 澄 俊 明 君	総務部長	服 部 良 弘 君
出納室長兼会計課長	岩 田 敏 己 君	消 防 長	松 田 一 雄 君
秘書広報課長	宮 島 敏 明 君	企画政策課長	酒 井 美 彦 君
総務課長	大 鹿 俊 雄 君	税 務 課 長	舟 橋 始 君
収 納 課 長	大 西 正 則 君	情報管理課長	北 折 光 治 君
消 防 次 長	日 比 野 一 博 君	消防庶務課長	河 村 光 雄 君
兼 消 防 署 長			
予防防災課長	小 河 政 男 君	監査事務局長	野木森 鉦 二 君
議会事務局次長	高 木 秀 仁 君		

付託議案

- 第41号議案 犬山市税条例の一部改正について
- 第44号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第45号議案 犬山市公平委員会委員の選任について
- 第46号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第1号）
 - 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中
 - 歳 入 総務委員会の所管に属する歳入

+

歳 出 2 款 総務費（ 1 項総務管理費のうち16目新庁舎建設費を
除く）
8 款 消防費
第 2 条の第 2 表 地方債の補正

+

+

+

午前10時00分 開議

堀江委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は7名全員でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第41号議案、第44号議案、第45号議案、第46号議案でございます。

第41号議案 犬山市税条例の一部改正について、第44号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、第45号議案 犬山市公平委員会委員の選任について、第46号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第1号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち16目新庁舎建設費を除く）、8款消防費、第2条の第2表 地方債の補正、以上であります。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法につきましては、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

堀江委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第41号議案を議題とします。

当局の説明を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長（第41号議案説明）

堀江委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員。

宮地委員 今の説明で、鉄道敷の用地の価格なんだけども、犬山市でいうと、どういうところがこれに該当するのか、今、犬山駅というような話だったけれども、あそこ駅の裏にあるマンションなんかは、鉄道敷の中に建つような気がするんだけども、あれもそういうものに該当するんじゃないかなという気がするんだけども、その点はどうですか。

堀江委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 名古屋鉄道のマンションは、宅地としてもう課税しておりまして、建物も課税しております。既に別物として課税しております。

堀江委員長 宮地委員。

宮地委員 そうすると、ほかにはないということだね。一応、該当するようなものとしては、例えば操車場なんかは関係ないということで、駅以外にはないということだね。

堀江委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 この複合利用の鉄軌道用地というようなことでございますので、鉄道操車場の場合は、もう100%鉄道敷地ということになりますので、それには該当しないというよう

なことでございます。

堀江委員長 他に。

〔「なし」の声起こる〕

堀江委員長 質疑なしと認め、第41号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第44号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長（第44号議案説明）

堀江委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

宮地委員。

宮地委員 消防団って、どうしてこうもいつもいつも改正があるかしらんが、ちょこっとずつやるとるでかな。ここ2年ぐらいで、どのくらい改正しとる。

堀江委員長 河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長 毎年4月、5月の改正、この補償条例を改正しております。隔年で退職の改正、退職は少ないけども、この公務災害補償条例の基準は毎年改正することになってきておりますけれども。

堀江委員長 山澄市長公室長。

山澄市長公室長 人事院勧告の関係でそれに伴って、こちらの方の改正もするものであります。公務災害補償条例の関係も、大体それに合わせてやっております。

堀江委員長 ほかに。

〔「なし」の声起こる〕

堀江委員長 質疑なしと認め、第44号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第45号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第45号議案説明）

堀江委員長 説明は終わりました。

続きまして、質疑を行います。

ご発言を求めます。

矢幡委員。

矢幡委員 これって任期何年なんですか。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 任期については、4年です。

堀江委員長 矢幡委員。

矢幡委員 平成7年7月に犬山市公平委員会の委員やってるわけで、これずっとされているんですよ。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 同氏につきましては、平成7年7月5日から平成11年7月4日までを第1期といたしまして、現在、3期お務めです。今度、選任いただければ4期になります。ちなみに、あと2名の方ですが、弁護士の小川宏嗣という方がみえるんですが、この方が第1期が昭和52年9月からお願いしております。もう一人が長谷川信彦氏でございます、この方が平成8年からお願いしております。やはり職員の不利益等に対して、適正に苦情を聞いて対処するという観点から、引き続き、問題がなければ、同氏にお願いをしておるのが現状でございます。

堀江委員長 矢幡委員。

矢幡委員 年に何回ぐらい委員会開くのか。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 市の方の委員会といたしましては、1回ですが、それ以外に、全国公平委員会の連合会と、それから東海支部の連合会、愛知県支部という連合会がありまして、それにご出席していただいております。それからそれぞれの支部で委員としての指揮権を高めるための研修会がございます。これにご参画いただくということと、今のところ、職員からの不服申し立てというものがないんですけれども、あれば、臨時に開催して審議いただく、こういうことになりますのでよろしく申し上げます。

堀江委員長 小林委員。

小林委員 今、この林先生ですね、市に関係する任務としてやってる仕事を参考までにちょっとお聞きをしたいんですが。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 環境審議会の方へお願いしておろうかと思えます。公平委員会以外にですね。あと、アメニティ協会の会長もご就任いただいております。

堀江委員長 小林委員。

小林委員 アメニティ協会は、現在は何をやってらっしゃいますか。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 アメニティ協会の会長です。

堀江委員長 小林委員。

小林委員 里山学センターですか、これの理事長が何かをおやりになってる、これはNPOの関係ですか。その辺はどうでしょうか。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 済みません、ちょっと調べてないんですが、NPOへの参画だと思います。市からということではないように思います。ちょっと調べさせていただいてご返事させていただきます。

堀江委員長 休憩いたします。

午前10時18分 休憩

再 開
午前10時22分 開議

堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

福富委員。

福富委員 人事案件で、ちょっとお尋ねしますが、今の公平委員、またほかのいろいろの委員もごさいますけども、その中で、出席率のいい方と、せっかく会議開いても、欠席、教育委員会でも欠席の方が相当あるように聞きます。今の公平委員なり、教育委員なり、我々議会の方で選んで、やっぱり出席が悪い方は、ある程度考えてもらわんと、全員そろったところで委員会を開いていただいて、公平にやっていただき、教育委員会でも進めてもらわんと、欠席者が余りにも大勢おるときにはどのような処置をとってみえるかということをお聞きしたい。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 手前どもの方で、非常勤特別職と位置づけている委員ですね、いわゆる報酬を払ってる方というのは、選挙管理委員と、この公平委員です。いずれにしても、その両委員会の委員さんに関しては、ほとんど100%に近い出席率ですが、ただ先ほど申し上げた、公平委員の委員長の小川弁護士は、たまたま裁判等にひっかかった場合に関しては、ちょっと欠席される場合があります。基本的には100%出席ですので、今のご質問が、犬山市でということですが、出席率に関しては現在把握しておりませんので、申し上げることがちょっと。

堀江委員長 福富委員。

福富委員 そしたら、人事案件ですもんで、これから選考される場合は、やっぱり出席していただけるような方を委員にさせていただいて、スムーズに委員会も進むようにしていただきたいと、これは案でございませうけどもお願いします。

堀江委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 選考するに当たっては、当然その職務を全うできる方ということで、選考しております。今後についても、そのようなことを視点に選考してまいりたいと思います。

堀江委員長 他に質疑はございせんか。

休憩いたします。

午前10時25分 休憩

再 開
午前10時30分 開議

堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑ございせんか。

〔「なし」の声起る〕

堀江委員長 質疑なしと認め、第45号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第46号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入の方からお願いをいたします。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第46号議案歳入説明）

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長（第46号議案歳入説明）

堀江委員長 河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長（第46号議案歳入説明）

堀江委員長 続きまして、歳出の方の説明をお願いいたします。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第46号議案歳出説明）

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長（第46号議案歳出説明）

堀江委員長 河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長（第46号議案歳出説明）

堀江委員長 説明が終わりました。

続きまして、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山田委員。

山田委員 11ページの委託費のコミュニティ補助金の関係なんですが、今回、羽黒のコミュニティですね、これは基本的な考え方でお聞きするわけなんですけど、今、コミュニティに対して助成していくという考え方だと思っんですね、他の市町の例だと、区も助成の対象として見てるところもあると思うんですけども、区が区制をしいてる地域が一定のコミュニティの役割を果たしているところもあると思うんで、対象として見ていくということはできるかどうか、ちょっと関連が、今、コミュニティが順番にもらっていくという形なんですけど、現在市内では、城東と羽黒と楽田しかないの、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 今、山田委員のご質問ですが、犬山市自治総合センターコミュニティ助成交付要綱というのを設けて、規定の中で地域コミュニティということで助成をしております。ですから、今言われた羽黒、楽田、城東、3地区のコミュニティ推進協議会に対する助成という形をとっています。今、言われました町内会単位、区単位で、これが受けられるかということですが、受けれます。結論、関東の方面は、町内単位でも受けてるところがあります。この総務委員会でも視察研修に行っております。犬山市も今318の町内会組織があり、公平性の観点から、一つ受けると、300の町内会単位を順番にとなりますと、難しい面がありますので、今のところは3地区のコミュニティという、そういう要綱を制定して、コミュニティであれば地域に広がってくるということで助成しております。自治総合センターの原

+

資も限られており、愛知県で幾つという足かせもありますので、コミュニティ以外の助成については、今後の検討課題にしていきます。

堀江委員長 山田委員。

山田委員 今のお話でね、町内レベル単位でもオーケーだと。ただ、やっぱり一定の規模というのも僕は大事だとは思ってるんで、その制度を宝くじの普及を目的としている、一定の規模があった方が先方さんも都合がいいかと思うんですけど、さっきも言った、要綱で、羽黒と城東と楽田の3地区、この3地区の全町内がそこに加盟してるわけじゃないわけですね、今の現状は。市内では、区単位で、一定の町内の集合体として成り立ってる区としての活動で、コミュニティを非常に形成している状態があるわけであって、基本的には、僕は本当は区のレベルまでの助成だったら認めてもいいんじゃないかなと思ってるんだけど、そういう要綱に変更っていうのはできるのか。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 以前から、他の助成も含め、いろんな助成があります。コミュニティということで、一般コミュニティ助成と、緑化推進コミュニティ助成について、3地区には相当の年月今まで助成をしてきました。これからも続けたいと思いますが、県で何件ということがありますので、もらいやすいようなことも含めて、検討させていただきます。

堀江委員長 休憩いたします。

午前10時42分 休憩

再 開

午前10時43分 開議

堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

宮地委員。

宮地委員 今の、コミュニティ助成金ですが、たしか、去年楽田、250万円の助成がついたと思ってるんだけど、たしか楽田は、変更になったかな、太鼓を買ったと思うんだけど、違うかな。250万円ついて、まあいいわ、それは去年のことだからいいけど、ことしは150万円でプレハブをとということなんだけど、羽黒小学校の一体どこへそのプレハブを置くのか、置く場所は。

それと、そのプレハブに備品を、「竹」を使ったモノづくりの備品を置くとか何とかいうような説明だったけれども、ちょっとそこのところ、一体プレハブの中に何をしまうんだ。中身を一遍ちょっと説明してください。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 去年250万円は、城東コミでは地域の伝統的なまつりの活性化の備品であり、楽田は、桜の苗ということで考えておりました。

今のご質問ですが、羽黒小学校の空き地といいますか、小学校のコミュニティと学校の校長先生と協議しまして、一番東角ですかね、あいたところに置くと。物としては、イナバの

物置的なもので、中に入れるものは、ガスコンロ、業務用ミキサー、作業台、寸胴のなべです。大きな、寸胴のなべ2器と、長いすとか、折りたたみのいす、長机3個と紙すきを使う紙すき台とプロジェクター、あとスクリーンですね、それを小学校で子どもたちに見せると、そういった備品と消耗品的なものをその倉庫の中にしまっ、小学校を拠点で活動するということです。

堀江委員長 宮地委員。

宮地委員 子どもたちに見せるというのは、ようわからん。その備品を見せるわけ。作品を見せるんならわかるけど。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 作業工程ですね、それをやっ、紙すきをやりますので、そのことをビデオに撮って小学生にビデオ観賞をさせるということなんです。

堀江委員長 宮地委員。

宮地委員 東角というか、交通公園があるところですか。

堀江委員長 福富委員。

福富委員 小学校へ入るとトイレがある、こっちに広いところがある、そこへ置く。交通公園のかど。学校との協議で邪魔にならんとこと。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 羽黒小学校のことは宮地委員もよくご存じですので、大体の場所は決まっておりますが、羽黒小学校、いろんな問題がありますので、とにかく邪魔にならんとこというので、大きなプレハブではありませんので、イナバの物置的なモノを置くということですから、場所によっては変わるかもしれません。小学校の中に置くということだけは決定しております。

堀江委員長 宮地委員。

宮地委員 予算はこの助成金だけですか。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 物置とか今言いましたが、羽黒コミュニティの事業計画では、総額では155万7,229円の申請で助成が150万円ということで、コミュニティの持ち出しは5万7,000円ぐらい、会費で持ち出しはあると、そういうことです。

堀江委員長 他に質疑はございませんか。

上村委員。

上村委員 委託費に審議が集中しておりますけども、私からも1つお聞きしたいと思います。

総体的は、山田委員と同じ考えで、公平性を保って、犬山市のコミュニティではなくて、犬山市全域にわたる、そういったところの区単位でも補助をしていただきたいということは同じですけども、その中で、この宝くじの助成、またコミュニティに対する助成金等についてのプロセスというのは、どういう順番というか、城東、羽黒、楽田というところで回ると思うんですけども、その割り振りというのは、かなり手を挙げる中で、なかなか配分的にも難しい面があるんですが、そういったところの、どういう流れでそこへ来るのかということと、それから例えば、今回羽黒の方に倉庫を置くということですけども、こういったも

の申請については、どのような協議の末にそういったところへ助成をしていこうと、用途についてもどういうものを購入していこうとかという協議はどのように行われてきたのか、この辺を聞いておきたいと思います。

堀江委員長 答弁を求めます。

酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 大体がバランスなんですね。三つのコミュニティに対して、一番古くは、城東が一番古くから立ち上がってるところで、昭和58年ですね、城東コミを皮切りに、各地区のコミュニティの総会、委員会に企画が事務局として参画しています。一般コミュニティの助成と緑化ですね、いわゆる羽黒、楽田、五条川等にしだれ桜等を、そういったことも確認できております。緑化と一般を組み合わせた格好で、特に羽黒、楽田に桜を植え、桜並木を整備していこうということで、3年緑化の苗木の助成等、250万円をずっと継続して助成しています。県の規則等、やはり規定の枠がありますので、その中で、こしは一般でいこう、緑化でいこうという中で、3地区のコミュニティに限定ですが、こういった格好で助成しています。

堀江委員長 上村委員。

上村委員 その使い道等においては限られておると、緑化と一般ということですね、そこへ助成する中では市がアドバイスをしていくということですけども、地域からは、こういうものが必要だよと。逆に地域提案からまたそうやって実らせていくことも僕は必要だと思うんですね。そういったところでは、検討する場というものは、市民もまじえての協議、集約する場的なようなものはあるんですか。

堀江委員長 酒井企画政策課長。

酒井企画政策課長 基本的には、今言われましたように、コミュニティの方からの申請です。こういったことをやって、こういったものが欲しいというようなことについて、県の方に申請を出す。行政からこれ云々ではなくて、自主的な、コミュニティの活動の中で、必要なものを、羽黒の紙すきというのは、地区で持ち上がったものですので、そういったものに対する助成ということで、実質的な地域コミの申請に基づいて助成をしていくということです。

堀江委員長 上村委員。

上村委員 市民の声が大いに反映されとるということですね。

堀江委員長 休憩いたします。

午前10時52分 休憩

再 開

午前10時53分 開議

堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

質疑なしと認め、第46号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

堀江委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

堀江委員長 異議なしと認め、討論を省略いたします。

続きまして、採決を行います。

最初に、第41号議案を採決いたします。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

堀江委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第41号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、第44号議案を採決いたします。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

堀江委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第44号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、第45号議案を採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第45号議案を採決いたします。

本件は原案のとおり、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

堀江委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案は原案のとおり同意すべきものと決しました。

続きまして、第46号議案を採決いたします。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

堀江委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第46号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

+

以上で本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。
暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本委員会に送付されています陳情を議題といたします。

陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、
平和な世界の実現などを求める陳情書を議題といたします。

これに対しまして、どのように取り計らったらよろしいか、ご意見を求めたいと思います。

〔「拝聴しましたということ」の声起こる〕

堀江委員長 そうしましたら、拝聴したということにいたします。

したがいまして、本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午前10時57分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務委員長

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果				
議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第41号議案	犬山市税条例の一部改正について	平19. 6.12	原案可決 (全員一致)	平 19. 6.13
第44号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第45号議案	犬山市公平委員会委員の選任について	"	原案同意 (全員一致)	"
第46号議案	平成19年度犬山市一般会計補正予算(第1号)	"	原案可決 (全員一致)	"
平19陳情第3号	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書	"	拝 聴	"

+

+

+

+

+